

氏名	にし お こう じ 西 尾 浩 二
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 386 号
学位授与の日付	平 成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 思 想 文 化 学 専 攻
学位論文題目	プ ラ ト ン の 人 間 論 ——『国家』論考

論文調査委員 (主査) 教授 中 畑 正 志 教授 川 添 信 介 助教授 福 谷 茂

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、プラトンの主著であり、古代から現在に至るまで、哲学だけでなく政治思想に多大な影響を与えている『国家』を、国家論としてではなく人間論として読み解くことである。このような読み方の正当性を、論者は二つの方向から明らかにしようとしている。すなわち、一方では対話篇自身の議論の進行があくまで正義とは何かという主題に貫かれていることを確認することであり、他方でそのような読み方の実践が現代のわれわれに重要な示唆を与えることを具体的に示すことである。このような読み方に沿って、まずこの対話篇で提示されるいわゆる「魂の三区分説」に照準をあわせて分析し、さらに「魂の三区分説」を背景として成立する教育、司法あるいはメディアに関するプラトンの見解がもつ意義と可能性を考察している。

第一章では、『国家』へつながる前期対話篇のひとつとして、『ヒippias (小)』を取り上げる。そこでは、俊足のアキレウスは速く走ることも遅く走ることもできるし、有能な医者も人を健康にも不健康にもできるという「能力の両価性」という性質から「故意に過ち、醜悪と不正を行う者は、よい人よりほかにない」というパラドクスが導かれている。従来の解釈の主流はこのパラドクスを、「誰も故意には過たない(悪をなさない)」という欲求や意図についてのソクラテス独特の理解に訴えて解消しようとしてきた。だが論者は、対話の文脈などの諸事情を考慮すれば、この解釈が不十分であることを示し、さらに能力(デュナミス)と成果(エルゴン)、故意と不本意という対概念を手がかりとして、ゼンパティの解釈のように、「能力の両価性」という理解が行為者と行為の評価との断絶という問題を提起しているとみるべきであることを論証している。そう解されたとき、この対話篇を『国家』へとつながる線上での適切な位置に戻すことができる。

第二章では、以上の分析を受けて、『国家』第一巻のトラシュマコス説が、「正義は強者の利益である」という言説を中核とする、首尾一貫した説であることを、主にボーターの解釈に依拠しつつ論じた。トラシュマコス説を、矛盾を含んだ混乱した説とみなすエヴァーソンらの主張も、法的正義を中核とする説とみなす少数派の主張も、さらには「正義とは他人の善である」という言明をこの説の中核とみなすカーファードらの論争的主張も、いずれも説得力に欠けていることを、それぞれの主張に対する反証を挙げて論じている。そのうえでトラシュマコス説が、不正をプレオネクシア(より多くをとること、過分)、正義をイソテース(平等、応分)とするギリシアの社会通念を背景とし、イソテースを保障する法律(法的正義)を強者の利益の手段と位置づけていること、また「正義は強者の利益である」という言説を中核とする、倫理的虚無主義と心理的利己主義の混合形態であることを主張し、それとともに、「強者」の技術者としての性格を強調している。

第三章と第四章では、プラトンの人間論の中核をなす仮説として、『国家』第四巻で提起される「魂の三区分説」を取り上げた。第三章では、魂の三つの部分のうち〈欲望的部分〉と〈理知的部分〉の区分に焦点を絞って諸解釈を検討し、いくつかの誤解を解いてこの説の内実を明らかにした。まず魂の三区分説が、(バーニェトらの解釈に反して)トラシュマコス説を継承したグラウコン説に対するアンチテーゼとして提示されていることを示したうえで、次に欲望の分析の箇所(437b8-439b2)についての誤解を指摘し、欲望の対象は志向的对象であること、(多くの解釈者たちに反して)欲望の盲目

性はプラトンの主張ではなく、欲望的部分も善の認識や価値判断をもちうることを論証した。そして欲望的部分と理知的部分の区分は、前者の増長傾向（プレオネクシア）と、後者の、知恵をもつことという、両者のピュシス（素質・本性）の違いに基づくことを示した。後者が前者を含む魂全体を安定的に支配するには、説得による友愛関係の構築が必要だが、その前提になるのが、欲望的部分も何らかの仕方でも善の認識や価値判断をもちうるということなのである。

第四章では、気概的部分について、それが他の部分に解消されず、善の認識や価値判断を遂行しうる独立の統一された部分であるという有力な解釈（「自己の理想像」解釈）を擁護し、補足することに努めた。そのためにまず、気概的部分が国家と魂の類比から想定されるだけの、心理的根拠を欠いたものであるというペナーやコーンフォードらの解釈も、気概的部分の内部分裂を強調するクレイグの解釈も、ともに説得力に欠けることを、各論者の論点に即して指摘した。これに対して、気概的部分を自己の理想像をめざすように人を動機づける部分とする「自己の理想像」解釈は、怒りをはじめ、名誉愛、勝利愛、妬み、我の強さ、気難しさといった、この部分に帰属するとされる心理現象をよく説明できる点に強みがある。ただし新生児や獣の気概を説明しにくいという弱点もあるが、弱点については、（獣の場合）自己や、（人間の場合）教育を通して社会的に形成される自己の理想像——法律や恥じらいなどの内面的規範も含むもの——を愚直に守り通す剛毅の性質が、気概的部分のピュシスであるという点に着目することでクリアできることを、幼少年期教育論を典拠に論じている。

第五章から第七章までは、第三章と第四章で論じられた魂の三区分別を背景に、その応用として、現代の諸問題とプラトンの接点を探りつつ、司法制度と教育をめぐる問題について考察を加えている。

第五章では、日本における裁判員制度の導入を念頭におきながら、司法制度のうち裁判制度と裁判官についてのプラトンの考えを探っている。プラトンは裁判員制度や陪審制度のような一般市民の司法参加を、『国家』の「専門の原則」に基づいて全否定するようにみえるが、しかし晩年の大作『法律』ではその同じ原則に基づいて正当化している。その正当性の理由は、司法参加を含む「市民という仕事」への従事が、市民意識や法意識を高めるなどの教育的効果をもたらすためであること、他方で誤判の可能性を最小にするための方策（専門の裁判官で構成される第三法廷や、死刑相当の裁判を扱う第四の法廷の設置）もあわせて提示されていることを指摘した。さらに『国家』における裁判官（職業裁判官）のあり方を、教育論での「すぐれた裁判官」の記述(408e-410a)などに基づいて分析し、魂の三区分別を背景に捉え直している。結びでは前途瞥見的に、刑罰の量刑の問題など市民の司法参加に含まれるいくつかの問題点も指摘している。

第六章では、死刑存置論者プラトンに対してその正当性を問うかたちで議論を進めている。プラトンの刑罰論は、受刑者本人や一般の他者の改善と犯罪抑止を目的とする目的刑論を基本とすること、そして『国家』での魂の三区分別を背景においた場合、死刑の効用は（本人にとって）魂の悪化の停止、（他者にとって）理知的部分や気概的部分の強化（とそれによる欲望的部分の抑制）による魂の秩序づけという点にあることなどが論じられる。しかしこの正当化に対して、法律や教育の概括的性格に由来する、魂への影響の評価が不確定であること、および魂が肉体に内在することに由来する誤判の可能性が存在することという二点の疑問を提起し、一定の制限が付されるべきことを示唆している。

第七章では、『国家』第十巻の詩人追放論が、今日のメディア教育論の一つの形として読まれうるし、読まれるべきであることを、背景の共通性（メディアの心理的・社会的影響力に対する危機感）、およびテキストの内容そのものに基づいて論証している。とくにテキスト上では、詩人追放論の前置き(595a1-c4)と結び(607b1-608b10)の箇所、プラトンのそうした意図が鮮明に看取されることが確認できる。次にその意図に沿って詩人追放論の実質的議論を解きほぐすことで、メディアの視点拘束的性格や、感情効果への注意喚起といった、メディア教育論との接点を指摘している。以上の第五章から第七章までによって浮き彫りになるのは、教育の重要性である。理知的部分に加えて気概的部分や欲望的部分も適切に教育・訓練されることによって、はじめて魂の内なる調和が実現され、〈善〉への魂の「向け変え」が果たされて、もはや悪徳に陥ることのない完全な徳が実現される。こうして、第一章で検討された、『ヒippias（小）』での「能力の両価性」をめぐるパラドクスも解消されるのである。

## 論文審査の結果の要旨

プラトンの主著『国家』は、古代以来、哲学だけでなく各時代の政治思想に多大な影響を与えてきており、最近ではレオ・シュトラウス一派の解釈がアメリカ新保守主義の思想的背景の一つとなっていることが知られている。しかし論者は、こ

の対話篇が国家論や政治論としてではなく人間論として読み解かれるべきであると主張する。したがって本論文の主要な分析対象となるのは、『国家』の中心巻（5—7巻）で提示される善のアイデアや哲人統治者の構想ではなく、その前後の2—3巻と8—9巻で論じられている「魂の三区分別説」であり、それに基づく教育や司法そして文芸音楽に関するプラトンの見解である。

この対話篇の中心的主題が、国家体制ではなく、あくまで各人の魂における正義の問題であるという論者の指摘は、疑いなく正当である。また『国家』の中心巻の形而上学的議論とその周辺巻の倫理的・魂論的議論とが内容的に分離可能であるという解釈も、議論の余地があるものの、古代のプラトン主義者たちに支持されていた。本論文の重要な成果は、このような読み方が『国家』の各議論の解釈においてどのように機能するのかを、そこから導かれる哲学的示唆とともに、従来の研究よりもはるかに具体的に示した点にある。

第一章では、『国家』の背景となる問題圏を見届けるために、前期対話編『ヒippias（小）』が取りあげられる。この対話篇では、俊足の人は速く走ることも遅く走ることもできるし、有能な医者は患者を健康にも不健康にもできるという「能力の両価性」から「よい（すぐれた）人こそ、故意に過ち、醜悪と不正を行うことができる」というパラドクスが導かれている。従来の解釈の主流は、よい（すぐれた）人の能力は両価的であっても「誰も故意には悪をなさない」というソクラテス的な欲求の理解を追加することで、よき人の悪行という帰結を回避してきた。しかし論者は、この解釈は不十分であることを論証し、むしろプラトンは、「能力の両価性」の考察を通じて、行為者の評価と行為の評価との断絶という〈問題〉を提起していると理解する。この解釈は『ヒippias（小）』の実際の議論に適合した説得的なものであり、軽視されがちなこの対話篇に対して『国家』へとつながる適切な位置を与えるものとして高く評価できる。

第二章では、以上の分析を受けて、『国家』第一巻のトラシュマコス説が、「正義は強者の利益である」という言説を中核とする、首尾一貫した説であることを論証し、この説を支えるのは、人間の動機をすべてプレオネクシア（他より多くをとろうとすること）へと還元する単純な人間観であること、そしてこれこそがプラトンが『国家』において対決した人間観であることを確認している。

第三章と第四章では、『国家』での人間論の中核をなす説として、「魂の三区分別説」が検討される。論者によると、従来は盲目的にはたらくとされてきた欲望的部分も含めて、魂の三部分はそれぞれ独自の形で善の認識や価値判断をもちうる。各部分の相違は、欲望的部分はプレオネクシアを、気概的部分は自己の理想像を、そして理知的的部分は知恵を求めるといふ、それぞれのピュシス（素質・本性）の違いに基づく。プラトンはこのように、魂の各部分に、従来解釈されているよりも強い自律性と固有の自然本性を認めることによって、第二章で確認されたトラシュマコス説の単純な人間観に対抗している。ただし人間としてのあり方はこれら三部分はたらしきの合算の結果ではない。統一されたひとりの人間であることの成立根拠は、どのような欲求を自分自身の欲求とするのかを決定するという、理知的的部分による第二階の欲求の形成機能に求められる。以上の論者の解釈は、プラトン解釈として新鮮であるとともに、現代哲学の人格（パーソン）論へも連絡しうる重要な哲学的含意を伴った、きわめて注目すべき成果である。

つづく第五章から第七章では、以上の魂の三区分別説の解釈を背景に、現代の司法や教育をめぐる問題について考察を加えている。プラトンは、「市民という仕事を果たす」という観点から裁判員あるいは陪審制度のような一般市民の司法参加を市民の法意識を高めるなどの教育的効果を理由として擁護していること、刑罰について受刑者本人の改善と犯罪抑止を目的とする目的刑論を展開していること、そして死刑の効用は本人にとって魂の悪化の停止、他者にとって理知的部分や気概的部分の強化による魂の秩序づけにあることなどの興味深い論点が指摘される。さらに『国家』第10巻の詩人追放論は、文芸演劇などに潜在する聴衆の視点を拘束する機能や性格形成への影響力に対して注意を喚起するものであり、今日のメディア・リテラシー論に相当する内容をもつことが確認され、その意義が考察されている。

このようにして、論者は、プラトンの人間論における教育の役割の重要性をさまざまな角度から解明し、魂の理知的部分だけでなく気概的部分や欲望的部分も適切に教育・訓練されることを通じて魂の内なる調和が実現されるとき、もはや悪徳に陥ることのない完全な徳が実現されると主張する。これが、第一章で検討された「能力の両価性」をめぐるパラドクスに対するプラトンの応答でもある。

以上のように、魂の三区分別説とそれに基づく教育論から『国家』を読み解くことの重要性と豊かな可能性を示したことは、

本論文の重要な貢献である。他方で、この対話篇において善のアイデアや哲学統治者という構想が表明されている事実を本論文が十分に説明しているとは言いがたい。また論者のような読み方自体がアリストテレス以後の哲学区分説の影響下に成立したという、その歴史性についての反省も必要であろう。しかしこれらの課題の残存も、本論文が『国家』について重要かつ問題提起的な読み方を鮮やかに示したという成果を否定するものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2007年1月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。